

働き方改革対策

労働関係講座

同一労働同一賃金の実務と法的留意点

～「働き方改革関連法」と「長澤運輸事件」「ハマキョウレックス事件」の

最高裁判決から今後の有期雇用・定年後再雇用の実務上の留意点を考察～

6月1日、同一労働同一賃金に関する二つの労働事件の最高裁判決が下されました。何れも、争点は労働契約法第20条「有期雇用者と無期雇用者の労働条件の相違が不合理なものと認められるか」でした。また6月29日、通常国会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」も成立、7月6日に公布されていますが、この中で、いわゆるパートタイム労働法が、対象に有期雇用者も加えて「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と改正、施行される予定です。今回は、両事件の最高裁での判決文に沿ってこの判決の意味をとらえ、また施行予定の関連法にも考察を加えて、同一労働同一賃金の観点から会社のあるべき賃金体系についての検討を加えたいと思います。

日時 平成30年9月7日(金) 14:00～16:30 (受付開始:13:30～)

場所 産業貿易センタービル7階 720号室
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル7階

講師 ピー・エム・ピー株式会社 代表取締役
特定社会保険労務士 鈴木 雅一 氏

参加費 協会会員 : ￥5,000-
非会員 : ￥8,000-
※テキスト代・消費税込み

講義内容 (予定概要)

(以下の研究会員の方(登録者のみ)は、1,000円割引をさせていただきます。)
①労働法研究会員 ②人事制度研究会員 ③教育研究会員 ④労使関係研究会員

『長澤運輸事件』
定年後再雇用の嘱託者につき、精勤手当、超勤手当を除く賃金項目の支給の相違(正社員と嘱託者)は労働契約法20条に違反しないとされた例

会場案内 JR、市営地下鉄関内駅下車、徒歩15分
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口下車、徒歩5分

『ハマキョウレックス事件』
無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当、皆勤手当の支給の相違(正社員と契約社員)が労働契約法20条違反とされた例 ほか



【申込方法】 下記申込書にご記入の上FAXにてお申し込み下さい。
【注意事項】 締め切り後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

(一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F
TEL.045-671-7060, FAX.045-671-7087 担当: 深澤 http://www.kana-keikyo.jp

申込FAX送信先: 045-671-7087 平成30年 月 日
※切: 9月5日(水) **労働関係講座 <9/7(金)> 参加申込書** hp

会社事業所名		加入している研究会名を記入、もしくはいずれかに○印	
		()研究会員 or 協会会員 or 非会員	
住所		TEL	FAX
〒			
申込者所属役職	申込者氏名	申込者E-mail	
参加者所属	参加者役職	参加者氏名	参加者ふりがな
上記の通り 名参加。参加費合計 円(イ)銀行振込、(ロ)郵便振替、(ハ)当日持参 いたします。			

【お振込先】〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 銀行振込(横浜銀行本店当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)